（１）平成26年２月14日　金曜日　青森県報　号外第５号　（毎週月・水・金曜日発行）

青森県報

号外第五号

平成二十六年二月十四日（金曜日）

目　次

監査委員

○包括外部監査結果に対する措置の公表……（事務局）…１

監　査　委　員

包括外部監査結果に対する措置の公表

平成19年度、平成23年度及び平成24年度の包括外部監査の結果に基づき、青森県知事及び青森県教育委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第６項の規定により、措置の内容を公表する。

平成26年２月14日

青森県監査委員　泉山哲章
同　元木篤子
同　山谷清文
同　小檜山吉紀

○　平成19年度分

監査箇所名	監査項目	監査結果	措置の内容
公益財団法人青森県育英奨学会（教職員課）	大学奨励金貸与事業	［貸倒引当金の不計上について］ 現在、延滞債権に対して貸倒引当金が計上されていない。新公益法人会計基準では、債権については「取得価額から貸倒引当金を控除した金額をもって貸借対照表価額とする」とされたため、今後は債権、特に延滞債権に対しては、適正な貸倒引当金を計上する必要がある。 貸与資金の財源は県補助金であり、県民負担や公平性の観点から確実に回収されなければならないが、最終的に自己破産等の法的事実が発生し回収不能となれば、不納欠損処理（貸倒損失処理）しなければならない。また、それが確定していなくとも、経済的に回収不能となる可能性が高い場合には、回収不能額を合理的に見積もり、会計処理上、貸倒引当金として計上することが必要である。回収不能額の算定は、一般的には、債権金額に貸倒実績率を乗じて算定するか、または個別に見積ることにより行う。現在は、過去に不納欠損処理の計上は行われておらず、貸倒実績率は算定できないが、滞留率（１－回収率）、免除、猶予等の状況、延滞期間等を踏まえた比率を検討し算定すべきと考える。また、２年超など長期延滞債権については個別に回収可能性を評価するなど、個別に貸倒引当金を設定すべきである。 また、寄付者及び補助者から受け入れた財産の受託責任を明確にするためにも、貸倒引当金の計上基準を定め、債権評価を適切に行い、財産の状態について実態を反映した適切な財務報告を行う必要がある。	奨学金事業において、過去の実績に基づいた貸倒引当金の計上基準を定め、平成24年度から、貸倒引当金の計上を行った。

○　平成23年度分

監査箇所名	監査項目	監査結果	措置の内容
総合販売戦	「あおもり北	［今後の契約の在り方］	有償で実施するべ

略課	彩館」東京店に関する事業	契約上、青森県物産振興協会は、青森県産品の販売、店舗イベントの開催、青森県産品に係る営業活動の実施、青森県産品に係る顧客の評価等の把握及び商品性向上のための指導・助言等並びにその他店舗運営について有益な業務の実施を無償で行うことになっており、その代わり、店舗運営に係る収入や通常経費は青森県物産振興協会に帰属するとしている。本来であれば店舗運営に係る収入で賄うのは、青森県産品の販売及び店舗イベントの開催についてでありその他については、青森県が有償で委託すべき性質のものとも考えられる。一方、家賃は店舗収入で賄い、収支の状況によっては、県が補助金等で補てんするのが適正な形と考える。 アンテナショップ本来の業務については、有償でも実施させる必要がある。特に、青森県物産協会は今後組織再編され、アンテナショップの運営は採算が重視される会社へと移行される予定となっている。青森県としては、そのような状況になった場合にも、収入の増加は見込めないがアンテナショップの目的として重要な業務を着実に実施させる必要があると考える。そのために、委託業務の内容を精査した上で、無償で実施させる業務と有償で実施させる業務の区分を行うことが望まれる。 その上で、青森県としては委託業務に関する適当な委託料を検討する必要がある。	き業務として、平成24年11月に「あおもり北彩館マーケティング支援業務委託」により、県産品の消費者調査（試食アンケート調査）を行った。 今後も必要に応じて、あおもり北彩館と協議していく。
総合販売戦略課	みちのく夢プラザ（福岡のアンテナショップ）に関する事業	［「管理運営業務委託」における実績報告書の提出］ 実績報告書の提出を義務付けていないが、委託事業が着実に達成されたかを確認する意味においても実績報告書を提出させることが望ましい。また、そのために、契約書にも事業実績報告書の提出に関する項目を加える必要があると考える。 今後、事業の成果に関する情報を十分把握することが必要であり、それを含めて事業計画を策定すべきである。	アンテナショップ運営業務については、平成25年４月１日付けで変更契約し、平成25年度から、業務終了後に、事業実績報告書を提出させることとした。
総合販売戦略課	みちのく夢プラザ（福岡のアンテナショップ）に関する事業	［現在の業務実施体制について］ 北東北三県福岡合同事務所運営協議会は、みちのく夢プラザの管理運営については、自ら経費を支出する他、主に人件費についてみちのく夢プラザアンテナショップ運営協議会に委託している。みちのく夢プラザアンテナショップ運営協議会は、実際には自ら業務を実施するわけではなく、そのまま業務委託している。みちのく夢プラザアンテナショップ運営協議会を通して、委託する理由は、岩手だけではなく青森県と秋田県の物産振興に関する外郭団体の店の運営の一部を担わせようとするためと思われる。 現状のような体制となったのには相応の理由はあるが、体制が複雑になっていることは確かである。また、北東北三県福岡事務所運営協議会とみちのく夢プラザアンテナショップ運営協議会との契約書によると、「委託業務の全部又は一部を（再）委託し、又は請け負わせてはならない。」とされている。これは、北東北三県福岡事務所運営協議会の書面によって承認を得た場合には、この限りではないとされているが、全ての業務をそのまま再委託することは問題と考える。 北東北三県福岡合同事務所運営協議会とみちのく夢プラザアンテナショップ運	アンテナショップ運営業務については、平成25年４月１日付けで変更契約し、平成25年度から再委託を廃止し、北東北三県福岡合同事務所運営協議会から岩手県産株式会社への直接業務委託とした。

		営協議会の２つの協議会がある意味を再整理する必要がある。その上で、どちらかに業務を集約するか今後も２つの協議会を活用するのであれば業務分担を明確にする必要がある。また、今後も２つの協議会を活用するのであれば、大阪のアンテナショップの体制の違いを明確にする必要がある。	
総合販売戦略課	jengo（大阪のアンテナショップ）の事業について	［今後の運営について］ 現在、jengoは店舗における販売業務については厳しい採算状況となっており、今後何らかの対応が望まれるところである。平成24年度については、委託先の水道光熱費の負担を３分の１から５分の１へ引き下げて対応することとしているが、平成25年度以降について、店舗の運営も含めて未定となっている。今後の業務運営改善に向けた努力が必要と考える。	平成25年１月に、「北東北三県大阪アンテナショップ」物産振興事業連絡会において、当面、大阪のアンテナショップの運営を継続することとし、業務運営の改善については、平成24年度から、店舗売上の増加に向けて、店舗の商品棚を更新し、取り扱い商品数を増やしたほか、出張販売を積極的に実施している。

○　平成24年度分

監査箇所名	監査項目	監査結果	措置の内容
精神保健福祉センター	資産の管理について	［未稼働の重要物品について］ 心電計及びボディソニックリラクゼーション機器は使用されずに保管されている状態である。今後も使用しないのであれば、滅失手続を経て廃棄することが望まれる。	心電計及びボディソニックリラクゼーション機器について、平成25年７月11日に廃棄に係る決裁を得て、同年７月18日に廃棄した。
精神保健福祉センター	施設にかかるコストの計算について	［精神科デイ・ケア業務にかかる事務の執行について］ 精神保健福祉センターにおいて精神科デイ・ケア業務を実施していくには、精神科デイ・ケア業務に係る費用（追加費用）と獲得できる診療報酬収入（追加収入）を対比して採算が取れているのかを検証して、診療報酬収入をより多く獲得するとともに、人件費や需用費を削減することによって採算性を高めることが重要である。	平成19年度から平成24年度までの精神科デイ・ケア業務の採算性について検証を行ったところ、業務費用（人件費を含む。）が診療報酬収入を下回った年度が３回、上回った年度が３回で、収支差額も少額となっていることから、業務費用と診療報酬は、均衡が取れた状態にあったことを確認した。 今後も、診療報酬収入を多く獲得するよう努めるとともに、処遇の質が低下しないよう配慮しつつ、支出の抑制に努めていく。
県立美術館	資産の管理について	［遊休資産（リース契約）について］ 平成19年11月から平成24年10月までの５年間のリース契約で「ユビキタスシステム」を導入しているが、平成22年度以降は利用されていない。中途解約が実質的に不可能な契約であるため、契約期間終了までリース料が支出され、結果的に22年度以降のリース料が無駄に支出された状況である。 今後は同様の事案が発生しないよう、事前に費用対効果や契約方式の検討を十分に行うことが必要である。	今後、ＩＴ機器等を活用した情報提供を行う場合は、コストが低いソフト開発によることを基本とし、新たなＩＴ機器等を導入する場合であっても、費用対効果や契約方式等について、事前に十分検討した上で判断することとした。
県立美術館	資産の管理について	［帳票と現物の照合について］ 「美術工芸品について、（中略）重要物品増減及び現在高報告書提出時に現物との照合を行っていない所属がある」との平成22年度特定行政監査結果に対し、「重要物品である美術工芸品については、今後、年１回その所在について確認を行うこととする。」との措置状況が公表されている。平成23年度において、帳票と現物の照合を行い、重要物品に該当する美術資料の全部について存在を確認し、その事跡として「H23重要物品確認リスト」を作成していた。 照合作業にあたって、梱包状態の物品の内容の実在性をどのように確かめたか、	重要物品である美術品は、毎年度定期的に作品画像データベース等を活用して所在確認している。 また、梱包状態の作品については、年４回の常設展等の展示替の機会を活用して、データベースに記録しながら内容確認を行うよう手続きを明確にした。

		また展示中の物品についてはどのようなタイミングで照合したかといった点を美術館のノウハウとして蓄積するために、マニュアル化しておくことが望まれる。	
県立美術館	資産の管理について	［管理票について］ 作品に直接管理票を貼付することは作品の保全上適当ではないとして管理票が付されていない。物品情報を作品の外箱に記すなど代替的な方法を試みているとのことだが、作品以外の重要物品には、帳票と現物の確認を効果的・効率的に実施するために、管理票を活用する必要がある。	美術品については、作品の特性に応じて識票に替えて作品画像データベース等により管理している。 また、美術品以外の重要物品については、一部新たに備品の識票を貼付し、識票貼付が困難な物品については写真撮影をするなど、現物確認が的確に行えるようにした。
県立美術館	施設にかかるコストの計算について	［行政コストの年次比較について］ 平成19年度以降増加傾向にある行政コストを抑制しつつ、収入の増加を図っていくことが効率的な運営を支えると考えられる。大まかには利用者の増加・利用料収入の増加を図ること、事業費・管理運営経費を節減すること、設備の延命化を図ることがあげられる。 また、県が作成しているバランスシートと行政コスト計算書について、活用を図ることが望まれる。	平成25年３月に策定した「青森県立美術館5ヶ年運営計画（H24-H28）」において、新たな運営システムによる機能強化や計画的な施設整備等を実施することとし、バランスシートや行政コスト計算書等を活用しながら、運営の効率化や経営の合理化を図ることとした。
県立美術館	施設にかかるコストの計算について	［他県の施設とのコスト比較］ 島根県・福井県との比較を行ったところ、３館の中では青森県の行政コストが最大で、利用者負担率が最小となっている。入館者をもっと増やすこと、行政コストの削減に努めることにより、利用者負担率を上昇させる余地はあると考える。 現状では、観光事業との相乗効果が十分に生かされているとは言い難く、三内丸山遺跡との一体的な集客も目に見える成果を上げていないが、アイデア次第で集客の余地は多く残されているとも考えられる。	平成25年３月に策定した「青森県立美術館5ヶ年運営計画（H24-H28）」において、美術館の個性を顕在化し魅力向上を図るほか、効率的、効果的な運営体制の構築を図るためＰＤＣＡサイクルを確立することとした。当該計画に基づき、入館者増とコスト削減に取り組む。 なお、平成25年度には、三内丸山遺跡の復元住居等を活用し、シンポジウムや読み聞かせ会等のイベントを実施するなどして、三内丸山遺跡との連携を深めるとともに、県外でワークショップを開催するなどして、情報発信を図り、入館者の増に努めている。
県立美術館	情報公開について	［年報の発行について］ 情報発信の一つとして年報を発行しているが、平成21年度以降未発行となっている。年報作成のため毎年度予算を確保しているものの、ほかの広報経費に支出している。 毎年度適時に発行する体制を整備すべきであり、内容及び発行時期についても標準化することが望まれる。	年報については、毎年第２四半期を目途に発行することとし、平成24年度分の年報については平成25年８月に発行した。 なお、平成21～23年度の年報については平成25年３月までに発行し、ホームページで公表した。
県立美術館	指定管理者制度について	［美術館運営改革プランについて］ 「美術館運営改革プラン」を包括する形で平成24年度中に策定する５か年計画（平成24年度～平成28年度）の間は、県が美術館を直接管理運営するとしながら、指定管理者制度の導入については、管理手法の一選択肢として検討していくとのことである。 ５か年計画を遂行する中で、指定管理者制度の導入によって新たな事業展開を含めてサービス向上が期待できる部分、経費の効率化が期待できる部分を明らかにしつつ、制度の導入を継続的に検討することが望まれる。	平成25年３月に策定した「青森県立美術館5ヶ年運営計画（H24-H28）」において、経営の合理化や財務体質の強化等に取り組み、効率的、効果的に運営する総合的なマネジメントシステムを構築するとともに、指定管理者制度も含めた最適な管理運営方策の検討を継続することとした。
図書館	支出手続について	［青森県総合社会教育センターと県立図書館に共通して発生する経費について］ 総合社会教育センターと県立図書館に共通して発生する費用は両施設で按分し	総合社会教育センターと県立図書館に共通して発生する費用については、県立図書館相当分を按分して管理し、要覧

		ていたが、平成24年度以降総合社会教育センターに指定管理者制度が導入された結果、従来両施設で按分していた費用について平成24年度においては県立図書館では予算計上していない。 予算上、両施設に共通して発生する費用について県立図書館で予算計上しないことは問題ないが、管理会計上、県立図書館はこれらの経費も含めて管理することが望ましい。	（平成25年度版）に記載し、公表することとした。
図書館	支出手続について	［「古文書マイクロフィルムデジタル化業務委託」の事務について］ 指名競争入札において、結果的に１者が入札に参加しており、その者と契約を締結している。今後、同様の業務を行う場合の参考とするためにも、入札辞退者へ辞退理由を確認するなど１者のみの参加となった理由を確認しておく必要がある。 また、指名業者への通知から入札までの期間が妥当であったかについても再度検証する必要がある。	入札辞退者へ確認した結果、辞退の主な理由は、専門的で、特殊な機械を用いて行う業務であったため、とのことであった。 当業務は平成22・23年度の事業であり、県財務規則に則り処理したものであるが、これらの点を踏まえ、監査結果については今後の業務の参考としていきたい。
図書館	施設にかかるコストの計算について	［行政コストの年次比較について］ 利用者１人あたりの行政コストは、ここ数年減少傾向にある。これは年間利用者数が増加していることに起因しており、今後も利用者１人あたりの行政コストを引き下げる努力を継続していくことが望まれる。	利用者１人あたりの行政コストの引き下げについては、これまで同様に図書館全体経費の節減に継続的に取り組んでいくこととした。
図書館	施設にかかるコストの計算について	［他県の図書館とのコスト比較］ 今後、他の指定管理者導入自治体における図書館の人件費（指定管理者人件費を含む）と青森県立図書館の人件費を比較する必要がある。図書館の運営の在り方については県が決定することであるが、人件費も含めて経費の節減については今後も努力が必要である。	都道府県立図書館において指定管理料に人件費を含むのは、岩手県立図書館のみであるが、指定管理料のうち人件費相当額が明確でないことから、比較は困難であった。なお、施設維持管理業務に指定管理者制度を導入している都道府県立図書館の行政コストとの比較を行うこととした。 また、利用者１人あたりの行政コストの引き下げについては、これまで同様に図書館全体経費の節減に継続的に取り組んでいくこととした。
図書館	施設運営の在り方について	［図書館の管理運営の在り方についての継続検討］ 今後も県が直接管理運営しながら、ボランティアを導入することによってサービス向上を図るとしており、現状において指定管理者制度は導入しない方針をとっており、県の方針については特に問題ないと考えるが、ボランティアを導入したことによるサービスの向上効果については定期的に確認する必要がある。	ボランティアとの意見交換会を実施し、また、一般利用者等からボランティア活動に関する意見を徴し、サービスの向上効果について、定期的に検証することとした。
図書館	施設運営の在り方について	［ボランティア制度の実効性を高める方策の検討］ ボランティア制度を導入したことは大変評価ができる点である。ボランティアが今後も有効なものとなるために課題等に随時対応することが望まれる。また、ボランティア制度による効果（サービス向上と結果としての経費節減）については定期的に確認する必要がある。	ボランティア活動の充実を図るため、研修や意見交換を実施するとともに、一般利用者からボランティアに関する意見を徴し、ボランティア制度による効果について、定期的に検証することとした。
梵珠少年自然の家	資産の管理について	［非構造部材等の管理］ 耐震対策として、平成９年度に本館・食堂、平成20年度に体育館の耐震工事を行っている。一方、非構造部材の被害の可能性については実態の把握が難しい状況にある。今後も学校施設に準じて定期的な点検が必要と思われる。	従前より、毎月第一週に施設設備の安全点検を行っていたが、平成25年６月に非構造部材点検チェックリストを新たに作成し、それに基づき、非構造部材についても点検を行うこととした。
梵珠少年自	施設にかかる	［行政コストの年次比較に	８月の利用促進及

然の家	コスト計算について	ついて] 施設の有効性を判断するためには、行政コスト計算書、バランスシート以外の指標も加味した多面的な分析が必要となるが、今後も施設の有効性を高めるため工夫が必要である。	び11月から４月の主催事業の見直しを行うことで、利用者の増加を図り、今後も利用者１人当たりの行政コストの引き下げなど、施設の有効性向上に努めることとした。
梵珠少年自然の家	施設運営の在り方について	[少年自然の家の管理運営の在り方についての継続検討] 公の施設の管理の在り方については、サービスと費用の関係で見なければならないため、指定管理者制度の導入が必ずしも万能薬というわけではないが、少なくとも経費節減という課題に対しては、取り得る選択肢の一つである。指定管理者制度の導入あるいは一部導入も含め、管理運営の在り方については今後も継続的な検討が必要である。	管理運営の在り方については、指定管理者制度の導入も含め、自然体験活動や集団宿泊訓練等を通して、心身ともに健全な少年を育成するという少年自然の家の役割を踏まえ、引き続き検討することとした。
梵珠少年自然の家	施設運営の在り方について	[８月の利用の促進について] 部活での利用の促進や主催事業の実施などを検討し、８月の利用者を増やす工夫が必要である。	部活動に加え、幼稚園や保育園、子育てサークル等に向けた利用例やモデルプランを記載したチラシを作成し、配布するとともに直接出向いて説明することにより、利用促進に努めることとした。 また、家族単位でキャンプ場・炊事場を利用できる事業の開発を行い、８月の一定期間、キャンプを実施することとした。
梵珠少年自然の家	施設運営の在り方について	[主催事業の実施時期について] 利用者が少ない11月から４月頃までの利用をいかに増やすかが今後の課題である。この時期は小学校の各種イベントも多いことから、これらに配慮しつつ積極的に主催事業を行うことが望ましい。	積雪期における自然体験事業の開発を行い、チューブそりコースやスノーシュー等を活用し、申込不要で冬の自然に親しむことのできる事業を行うこととした。
青森県道路公社	資産の管理について	[適切な管理体制について] 現状の体制については、 ・課長及び管理事務所長等の一定の役職に兼任が多くみられる ・経理課長が10年以上異動していない の問題があると考えられる点もある。 現在、高コスト体質から脱却すべく一般管理費等を削減しており、人員増による管理の重層化が困難であるのは理解できるが、責任が特定個人に集中しすぎては組織的な牽制が機能しにくくなる恐れがある。また、異動がないことは、組織運営面及び業務環境面でも問題がある。 現在のところ平成41年度まで存続することを前提とした組織を考える必要があり、そのことを考慮して、交代・後任の人材育成・登用を考えなければならない。	内部牽制については、決裁権者と押印管理者を異にし、また、監事による経理に関する例月監査を実施していること等により、内部牽制を図っている。 今後は、担当業務のローテーションや人材育成・登用など、将来的な組織のあり方について継続的に検討していくこととした。
青森県道路公社	事業にかかる事務の執行について	[安全性向上策について] 今後も設備の老朽化は一層進み、維持補修にかかる費用が今まで以上に発生する可能性が高いと考えられ、債務の早期返済と道路の維持管理業務がトレードオフになる可能性も捨てきれない。 重大事故に繋がる可能性がある橋梁やトンネル、落石などの対策にかかる工事については、今後も県との協議により適切に対応することが望まれる。	みちのく有料道路の橋梁耐震補強工事は、県の補助金を活用し、平成25年度で完了予定であり、また、トンネルについては平成25年度から一部補修工事を実施している。 なお、各有料道路の施設の補修において、今後も県と協議をし、県の補助金を活用できるものはこれを優先し、公社単独費と併せ、適切な施設の管理に努めていくこととしている。
青森県道路公社（道路課）	出資団体の事務に対する県の関与について	[みちのく有料道路の借入金等の返済可能性について] みちのく有料道路の借入金等を全額返済するには、料金徴収期間が終了する平成41年度まで毎年6.5億円	県では、公社が道路の機能向上のための工事を実施するために、補助金を公社に交付し、すでに橋梁の耐震補強工事等

		以上の金額を返済し続ける必要がある。 道路公社が借入金等の返済を優先させ、工事等を抑制するということを予防するためにも、県が、道路の管理運営上、安全性に直結するものについては、必要な措置を講じることを要望する。 県においても、上北道路・上北天間林道路・天間林道路の開通に合わせ、みちのく有料道路の利用促進を考慮した、施設の誘致・建設、または周辺アクセスの整備などは積極的に行ってもらいたい。	を実施済みであり、平成25年度にはトンネル天井板撤去工事を実施したところである。 また、上北自動車道の開通に合わせて、インターチェンジへのアクセス道路の整備等を実施している。
公益財団法人青森県フェリー埠頭公社	資産の管理について	［余裕金の運用について］ フェリー埠頭公社は余裕金を定期預金で運用しているが、運用のタイミング等については見直す余地がある。 現在は超短期の定期預金も商品化されるなど多様化しており、このような商品の利用可能性も検討する必要がある。あるいは、寄附行為で認められている国債や地方債の運用も検討する価値はあると考える。 現在の定期預金への預け入れのタイミングや預入額については、よりきめ細かい配慮が必要と考える。	余裕金については、きめ細やかな効率的運用を図るため、平成25年２月より、短期間の定期預金での運用を行うこととした。
公益財団法人青森県フェリー埠頭公社	会計処理及び経理処理について	［青森港フェリー埠頭　第２・第３バース可動橋油圧配管工事について］ 工期延長に伴う契約保証の延長が行われておらず、無保証となっている期間があった。工期を延長した場合は契約保証期間の延長も行うことが原則であるため、今後、同様の事例が生じた場合には、対応に注意する必要がある。	契約工事の工期延長による契約保証の保証期間延長の確認については、契約変更締結時に「保証期間確認」欄を設けるとともに、平成24年11月以降関係職員全員に周知徹底を図った。
公益財団法人青森県フェリー埠頭公社	会計処理及び経理処理について	［青森港フェリーターミナル解体工事について］ 12者が応札して、うち10者が最低制限価格未満で失格となり、2番目に高い価格で入札した業者が落札している。入札参加者の応札額が近似している状況からみて、工事品質に大きな違いが生じることはなかった可能性も考えられる。 低価格での応札による工事品質の低下の可能性を懸念するのであれば、最低制限価格制度よりも低入札価格調査制度を採用していたほうがメリットがあったのではないかと考える。 最低制限価格制度の意義とメリットを再考し、入札制度の在り方も見直しを行う必要がある。	青森港フェリーターミナル解体工事について、低入札調査を行うためには、建築工事に係る高度な専門性が必要であり、公社の体制に鑑み、十分な調査を行えない懸念があったため、最低制限価格を設定し、発注したものであるが、当該建築工事のように、公社の体制に鑑み、県の運用と取扱を異にせざるを得ない場合について、入札制度の見直し（公社指名審査要領の改正）を行った。
公益財団法人青森県フェリー埠頭公社	会計処理及び経理処理について	［入札制度の明確化について］ フェリー埠頭公社の財務規程では、契約は、原則として青森県財務規則の契約の例に準じて行うと定めているが、青森県の契約実務と完全に一致させることまでは想定していない。青森県の契約実務と完全に一致させていないのであれば、フェリー埠頭公社としての契約のルールを規則等で具体化させておく必要がある。	契約に係る県の契約実務と取扱を異にする場合には、青森県フェリー埠頭公社入札指名審査会において、その妥当性を判断するとともに、議事録に明記することとし、公社指名審査要領の改正を行った。
公益財団法人青森県フェリー埠頭公社	人件費及び人員構成について	［理事会の出席状況について］ １事業年度における理事会の開催回数は３回程度であり、また、理事が全員出席しているケースは見受けられなかった。 フェリー埠頭公社は「公益財団法人」への移行を目指して作業を進めているが、新制度移行後の理事会の在り方については十分留意する必要がある。	平成25年４月１日の公益財団法人移行後は、理事会、評議員会ともに代理人などは認められず本人出席が必要となることから、出席できる時期等に十分留意し日程調整を行うこととした。
公益財団法人青森県フェリー埠頭公社	出資団体の事務に対する県の関与について	［災害復旧引当預金の取り扱いについて］ 公益財団法人への移行を目指して作業を進めているが、新公益法人制度では、	公社の所有する施設については、災害発生時の対応として、従前の災害復旧引当預金に代わる管理運

		災害復旧引当預金のような将来の特定の活動に要する資金を積み立てることが出来る条件の一つとして、その資金を使う活動の内容及び時期が具体的であることという条件があり、災害復旧引当預金は認められないことになる。 災害が発生した場合の対応方法については、平常時から考え方を整理しておくことが望ましく、フェリー埠頭公社及び県はそのように対応を図る必要がある。	営特定資産（約12億円）を設け対応することとした。 なお、資金不足の場合には、借入により対応することとなる。
公益財団法人青森県フェリー埠頭公社	出資団体の事務に対する県の関与について	［フェリー埠頭公社のキャッシュ・フローの状況について］ 青森港フェリー埠頭及び八戸港フェリー埠頭とも、桟橋等賃貸料は定額となっており、損益計算書上では安定的に利益が出ているが、最近のキャッシュ・フローは必ずしも安定しておらず、このような状況は今後も続く可能性があるため、今後より一層、経費の削減や自主財源の獲得に努めていく必要がある。	平成25年４月１日の公益財団法人移行を踏まえ、月次損益、業務推進状況、それらの課題等の的確な把握に努めるとともに、引き続き、経費節減のほか、余裕金のきめ細かな運用等により自主財源の獲得に努めることとした。
公益社団法人青森県観光連盟	資産の管理について	［現金等の管理について］ 手持ちの現金を極力少なくするよう努めるとともに、預金通帳・印鑑の管理を含め、より一層慎重で、かつ牽制の利いた管理について検討することが望まれる。	手持現金は釣銭等日常業務の必要最小限度額としているほか、通帳と印鑑はそれぞれの管理者の監督のもと、別々に管理することとした。
公益社団法人青森県観光連盟	資産の管理について	［固定資産の管理について］ 定期的な棚卸を網羅的かつ効率的に行い、遊休資産の把握や資産の有効利用を図る前提として、個々の資産に管理票を貼付するなど、従来よりも緻密な固定資産管理を行うことが望ましい。	固定資産管理台帳に基づき固定資産の写真撮影を行い台帳に写真を添付し一体的な管理を行うこととした。
公益社団法人青森県観光連盟	資産の管理について	［修繕費の負担について］ アスパムは開館後26年を経過し、今後、修繕や設備の更新に係る費用が増えてくることも予想される。観光連盟の中長期的な経営見通しを立てるためにも、アスパムの今後の修繕計画とその費用負担ルールについて、県と観光連盟で改めて確認しておくことが必要である。	アスパムの修繕費用については、１件100万円程度までは観光連盟が負担し、それを超えるような場合は県負担としていたが、県との建物（無償）賃貸借契約書では明記されていないため、100万円以上の修繕を県負担とする覚書を取り交わした。
公益社団法人青森県観光連盟	会計処理及び経理処理について	［委託契約の経済性について］ 県の補助事業、受託事業では随意契約、特に一者随契が多くなっている。個別に見ると一定の合理性のある事情は認められるが、価格の競争性が行われない契約が中心となっているのは事実である。 観光物産館管理運営事業と駐車場管理等運営事業でも３割程度が一者随契である。また、指名競争入札が行われている契約も毎年入札参加者が類似し、結果的に同一業者が落札している状況が長期に続いている。 今後、委託契約の競争性、透明性のより一層の向上を図り、経済性を追求した事務手続きとしていくことが望まれる。	随意契約を行う際には、原則として２者以上からの見積書を徴することとし、１者随契を行う際は合理性の判断を慎重に行うとともに、その理由を明記することとした。 また、指名競争入札については、当連盟の会計事務が青森県財務規則により処理することになっていることから、業種区分、契約金額及び県の等級名簿により適正に処理を行っているが、執行管理においても新たに担当者を定め確認を徹底することとした。
公益社団法人青森県観光連盟	人件費及び人員構成について	［賞与引当金の計上について］ 現在、賞与引当金が計上されていないため、その計上が課題となっている。公益法人会計基準に則り、適切に処理することが求められる。	公益法人移行を契機として、賞与引当金を平成24年度会計に予算計上した。
公益社団法人青森県観光連盟	事業にかかる事務の執行について	［事業の目的、単位について］ 観光連盟は多くの事業を実施しているが、その中には、目的が不明確な場合や類似の事業が複数行われている場合がある。 改めて各事業の目的を確認した上で、必要な場合、事業の単位や取組内容につ	平成25年度事業を整理・見直し、平成26年度当初予算に向けた取組等を県に要請した。

		平性や公益性の観点にも十分留意して行うことが求められる。	
公益社団法人青森県観光連盟（観光企画課）	出資団体の事務に対する県の関与について	［県補助金・委託料の100％間接補助・再委託について］ 青森県観光事業振興費補助金及び東北新幹線全線開業１周年情報発信事業費補助金は全額が委託料として支出されている。コンベンション誘致促進事業補助金のうち、コンベンション開催費補助及び戦略的コンベンション誘致拡大事業の補助は、すべて助成金として支出されている。また、青森県観光情報ネットワークシステム事業では、委託料の100％が再委託されている。 県は、補助金や委託料が実質的にそのまま観光連盟から他に支出されるような場合、県が直接支出する場合と比較して、観光連盟を介在させる必要性や利点、観光連盟でしかできない事情など、合理的な理由を記録しておくことが必要である。合理的な説明ができない100％再委託等は避けるべきである。	県では、観光連盟への補助・委託する場合には、観光連盟を介在させる必要性や利点、観光連盟でしかできない事情など、合理的な理由を起案に記載することとした。
公益社団法人青森県観光連盟（観光企画課）	出資団体の事務に対する県の関与について	［負担金の根拠文書の保管、及び補助金との区別について］ 観光連盟への負担金は、それぞれまとまった財政支出であり、その妥当性を十分説明する必要があるとともに、事後的に財政支出による効果を検証し、後年度の企画や予算編成に活かすためにも、金額の根拠や内訳明細等の文書を整理し、添付しておくことが望ましい。 また、財源との関係で金額の根拠となる証拠書類を確認する補助金が望ましいとのことで、大型観光キャンペーン事業推進事業費が	県では、負担金は共同で事業を行う場合の一構成員としての支出、補助金は観光連盟の事業への支援としての支出、という考え方に基づいて運用している。 なお、平成25年度の支出負担行為において、負担金の根拠や内訳明細等の文書を添付することとした。
		いて見直していくことが望ましい。	
公益社団法人青森県観光連盟（観光企画課）	出資団体の事務に対する県の関与について	［青森県観光連盟運営費補助金について］ 本補助金は、民間主導による観光推進業務の自立的な体制への移行に向けて観光連盟が行う観光振興に係る事業の運営に要する経費について交付することとされている。実際には、特定の事業実施を目的としたものではなく、常勤理事、文化観光推進員の人件費を中心として補助されているものである。 県によると、過去の経緯を踏まえた経過措置とのことであるが、補助金の目的や補助により促進される成果、あるいは補助対象などが明確とは言えない。運営費や管理費は、本来観光連盟の自主財源や受託事業にかかる間接経費分などで賄うべき性格のものである。 県は、目的や対象を明確にして補助金を交付すべきであり、このような形で運営費を補助することは避ける必要がある。	平成25年度の補助金交付要綱において、補助対象事業を具体的に列挙するなど、補助金の目的・対象を明確にした。
公益社団法人青森県観光連盟（観光企画課）	出資団体の事務に対する県の関与について	［震災復興支援誘客促進事業について］ 本事業は、東日本大震災の影響で打撃を受けている県内観光産業の復興に向けて緊急的な対策を講じるため県から委託されたものである。 県から観光連盟への委託仕様書では、助成等の対象となる宿泊施設を観光連盟の会員又はその構成員の施設としている。観光連盟の会員やその構成員によって県内の宿泊施設を網羅できていないとすれば、公平性の観点から対象施設を限定することは慎重に行う必要がある。 県から観光連盟を通じて間接補助を行う際には、公	今後は、県から観光連盟を通じて間接補助事業を行う際に、公平性や公益性の観点にも十分留意して行うこととした。なお、当該事業は、震災対応の緊急的な事業で、速やかな実施が必要であったため、助成対象施設を観光連盟の会員又はその構成員の施設としたものである。

補助金と負担金に分けて県から観光連盟に支出されている。負担金と補助金は、性質の異なる支出であり、事務手続や必要な文書にも違いが出てくる。状況によって負担金と補助金が恣意的に選択されるようなことがないように、負担金として財政支出をする場合のルールを明確にして運用することが必要である。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青　森　県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚ニ付十五円一銭